



令和7年12月25日

枝幸町立枝幸中学校

学校教育目標

「よし！ やってみよう！」

確かな知恵を養おう 豊かな心を育てよう 健やかな体をつくろう 邪しい実践力を身につけよう

二学期を終えるにあたって

校長 林 智宏



気がつけばもう12月も残りわずか。「ついこのあいだ二学期が始まったはずなのに…」と思っているのは、私だけでしょうか。いつの間にか季節は冬へと移り、窓から見える景色は真っ白に、気温も下がる一方です。

二学期は、学習行事にと盛りだくさんでした。文化祭では、学年ごとの発表から工夫や意欲がしっかりと伝わってきて、見ていてとても頼もしく思いました。修学旅行、宿泊学習、職場体験、校外学習と社会で学ぶ機会も各学年ごとにありました。様々な場面で生徒たちが見せた表情や頑張り一つ一つが成長の瞬間だったと思っています。

12月は、一年のまとめと新しい年への準備の月。一年間を振り返り、新しい年に向けて気持ちを整える大切な時期です。这一年で「できるようになったこと」「前よりちょっと成長したところ」を、ぜひ自分で見つけてみてください。そして、次の（来年の、3学期の）『よし！ やってみよう！』につなげてほしいと願っています。

保護者の皆様、地域の方々には、本校の教育活動にさまざまな形でご協力とご支援をいただき、ありがとうございました。行事へのご協力、日々の見守り、そして子どもたちへの励ましが、学校を大きく支えてくださっています。今後ともよろしくお願ひ致します。

これから冬の厳しさが増してきます。寒さに負けず、気持ちは前向きに、そしてときどき笑顔を交えながら過ごしていきたいものです。

新しく迎える2026年が、皆さんにとって健やかで笑顔あふれる一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。

冬休み学習会開催！

明日から冬休みですが、学力向上・学力保障の取組として『冬休み学習会』が開催されます。これまでの学び直しの機会として、学習意欲の向上のため、また休み中でも生活リズムを崩さないために頑張りましょう！

日ごろ：12/26 1/15（2日間）

時 間：①10:00～10:50

②11:00～11:50

※臨時バス 12:00 学校発

いよいよ明日から冬休み。

(学校閉校日は12/27～1/4です)

病気や事故に十分注意して充実した時間を過ごしてください！

3学期始業式は1/20(火)です！

枝幸中学校の様子は
ホームページからも発信中。
QRコードからご覧ください！



学校教育指導訪問(二次訪問)がありました



12月5日（金）、北海道教育厅宗谷教育局義務教育担当指導主事による学校教育指導訪問（二次訪問）がありました。10月末には宗谷管内教育研究大会枝幸大会があったばかりですが、教職員は常に授業力をアップさせるため研究を続けています。



この日は教育支援課長の山寺 潤様にご来校いただき、枝幸中学校の学校研究とこれまでの取組の成果と課題について説明しました。また1A数学、2A美術、そして特設授業の1A英語を参観していただき研究協議を行いました。

子どもたちの活動のようすを見ていただく中で、

枝幸中学校が今年度の4月から取り組んできた研究についてのアドバイス、また、今後どういった方向で研

究を深めていけばよいのかをご教授いただきました。これらは我々教職員の資質能力向上につながる貴重な時間となりました。

今回いただいたご助言を活用しながら、これからも校内研修を充実させ、さらなる成長を続けていきたいと思います。ありがとうございました。



ほっかいどうこともライン相談

北海道教育委員会では、道内の中学校・高等学校等の生徒を対象に、スマートフォン等で気軽に相談できる「LINEを活用した相談窓口」「ほっかいどうこどもライン相談」を開設しています。

開設期間

2026年1月7日(水)～1月30日(金)の
期間は、毎日17:00～22:00

2026年3月23日（月）までの上記以外の期間は、毎週月曜日の17:00～22:00



「ほっこいどうこどもライン相談」は、専門の相談員が対応します。

〇相談内容などのプライバシーは守られます。

○相談者の生命、身体などの安全が害されるおそれのある場合や、相談者に関する犯罪行為が行われている疑いがある場合は、相談者を守るために、学校や関係機関と情報共有しながら対応することがあることを御理解ください。

○「ほっかいどうこどもライン相談」のほか、「北海道子ども相談支援センター」による電話やメールでの相談も受け付けておりますので、お気軽に御相談ください。



▼この2学期、大きな学校行事である「文化祭」も成功裡に終えることができました。また、学校外での活動も多く、そのたび、保護者の皆様はもちろんのこと、地域の皆様には、たくさんのご協力と激励をいただきました。この場を借りて篤く御礼申し上げます。地域・社会の中において、子どもたちが安心して学校生活を送れることが、充実した学校運営につながります。▼さて、生徒のみなさん、明日からいよいよ冬休みです。楽しいことも多いと思いますが、規則正しい生活をすることで計画的に学習に取り組みましょう。SNSの利用についても被害・加害者にならないよう、また生活リズムを大きく崩すことのないよう十分に気をつけてください。▼長期間学校から離れる中で悩み等が生まれた時は次からのページにある資料もご覧になり活用してください。▼3学期始業式は1月二十日（火）です。全校生徒が、事故なくケガなく、笑顔で登校できることを職員一同願っております。

▼皆様、どうぞ、よいお年をお迎えください。また、令和八年もよろしくお願ひいたします。

保護者・地域の皆様へ

悩み・相談事がありましたら、こちらも活用してください

主な相談窓口（北海道）① 中学生・中学部生・高校生・高等部生用（令和7年4月）

名称	所管等	電話番号	受付	概要
子ども相談支援センター (24時間子供SOSダイヤル) (メール相談)	北海道教育委員会 (文部科学省)	0120-3882-56 (0120-0-78310)	毎日24時間対応	いじめ、不登校、友人関係、親子関係、性的マイノリティ、性暴力の被害、家庭の事情で自分の時間がとれない、ヤングケアラーに関することなど、様々な悩みを相談できます。
		sodan-center@hokkaido-c.ed.jp		
ほっかいどうこどもライン 相談	北海道教育委員会		令和7年5月19日～ 令和8年3月23日 の月曜のみ 17:00～22:00	いじめ、不登校、性暴力の被害など、様々な悩みを相談できます。 対象：中学生、高校生 左記以外の相談期間 5/1～5/12毎日17:00～22:00 8/6～9/17毎日17:00～22:00 1/7～1/30毎日17:00～22:00
児童相談所虐待対応ダイヤル	北海道保健福祉部 (厚生労働省)	189 (いちはやく)	毎日24時間対応	虐待の疑いがあるなど、虐待に関する悩みを児童相談所に通告・相談できます。
親子のための相談LINE	北海道保健福祉部 (厚生労働省)		平日9:00～17:00	いじめ、不登校、ヤングケアラー、虐待など様々な家族・家庭の相談ができます。
北海道いのちの電話	社会福祉法人 北海道いのちの電話	011-231-4343	毎日24時間対応	様々な悩みを相談できます。
子どもの人権110番	法務省	0120-007-110	平日8:30～17:15	いじめ・体罰等について、法務局職員・人権擁護委員に相談できます。
チャイルドライン	認定NPO法人 チャイルドライン ほっかいどう	0120-99-7777	毎日16:00～21:00 (12/29～1/3除く)	18歳までの子どもが電話・チャットで様々な悩みについて相談できます。

主な相談窓口（北海道）② 中学生・中学部生・高校生・高等部生用

名称	所管等	電話番号	受付	概要
少年サポートセンター 「少年相談110番」	北海道警察	0120-677-110	平日8:45～17:30	いじめ・犯罪等の被害に悩む子どもやその家族が警察に相談できます。
こころの電話相談	北海道立精神保健福祉センター	0570-064-556	平日9:00～21:00 土日祝10:00～16:00	様々な悩みを相談できます。
北海道こころの健康SNS 相談窓口	北海道保健福祉部		平日、土曜日、祝日 18:00～22:00 日曜日 18:00～翌朝6:00	日常生活や学校生活に関する悩みを相談できます。
性暴力被害者支援センター 北海道 (SACRACH さくらこ)	北海道、札幌市	050-3786-0799 または #8891 sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp	平日10:00～20:00 (土日祝祭日、12/29～1/3除く)	子どもや大人が性暴力の被害について相談できます。
北海道ヤングケアラー相談 サポートセンター	北海道保健福祉部	0120-516-086 (電話) hokkaido.young.carer2022@gmail.com 080-9612-1247 (SMS専用) facebook.com/hokkaido.young.support (Facebook) @youngcarer2022 (X 旧:Twitter)	ヤングケアラーに関する相談ができます。 開設時間 平日 8:45～17:30	

・相談事がありましたら、こちらも活用してください（おなやみポスト）

おなやみポスト

あなたの悩み、学校までとどけませんか？

先生が悩みを
聴いてくれます



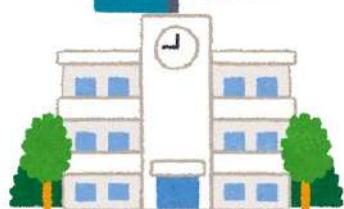
先生に直接言い
にくい…。
おなやみポスト
を使ってみよう



あなた



送る



学校



教育委員会



送る

令和6年度の相談件数は、350件を超えました。
あなたも一人で悩まず、まずは相談してみてください！

おなやみポスト はこちらから

- ・小中学校、高校・特別支援学校
 - ・学校のある管内
 - ・市町村名
 - ・学年
 - ・氏名
 - ・学校に伝えたいこと
 - ・学校にしてほしいこと
- を入力すると、学校や教育委員会に届きます。



<https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>

北海道教育庁生徒指導・学校安全課

「おなやみポスト」の利用にあたって

学校では…

○一人一台端末からアクセスできます！

- ・学校で使用する端末に、ブックマークを作成し、いつでもアクセスできるようにします。
- ・休み時間など、授業時間外で端末を利用できる時間にアクセスし、学校に伝えたい内容を書き込みます。



家庭では…

○スマートフォンやタブレットなど、家庭にある端末からアクセスできます！

- ・家庭で使用している端末からアクセスして利用できます。
- ・自宅や学校外で感じた不安や悩みなどを、都合のよい時間で書き込むことができます。



相談すると…

○市町村教育委員会や学校に連絡します！

- ・Webページに記入した内容は、市町村教育委員会や学校に連絡します。



○あなたを守ります！

- ・相談内容に応じて、先生が詳しく話を聞いたり、状況を確認したりして、相談したあなたを守ります。

【注意点】

- ・正しく入力していない場合は、学校まで届かないことがあります。
- ・このフォームで送信された内容は、入力したパソコンにデータが残りません。
- ・相談内容を学校に届け、話を聞いたり状況を確認したりするため、名前や学校名の入力が必要です。入力した個人情報は、その他の目的には使用しません。

こちらでも相談受付中！

○子ども相談支援センター（専門の相談員が対応します）

電話：0120-3882-56（毎日24時間、無料で相談できます）

メール：sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

（メールの場合は、返信に時間がかかる場合があります）

「いじめ問題」については、こちらにも目を通してください（警察との連携）

保護者向け資料

警察と連携した「いじめ問題」への対応

北海道教育委員会 令和5年（2023年）4月

学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際の対応について、お知らせします。

各学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願ひいたします。

〔参考〕いじめ防止対策推進法 第23条第6項～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

□ 学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
暴 行 (刑法第208条)	○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。
傷 害 (刑法第204条)	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
強制わいせつ (刑法第176条)	○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐 喝 (刑法第249条)	○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃 盗 (刑法第235条)	○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法第261号)	○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。
強 要 (刑法第223条)	○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅 迫 (刑法第222条)	○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
名誉毀損、侮辱 (刑法第230条) (刑法第231条)	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

該当し得る犯罪	具体例
自殺関与 (刑法第202条)	○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条)	○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)	○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

□ 学校での被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童生徒に必要な支援や指導を行います。

被害児童生徒への支援	加害児童生徒への指導・支援
<ul style="list-style-type: none"> ○被害を受けた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、児童生徒に寄り添える体制を構築します。 ○スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。 ○児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。 ○特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。

[家庭との連携について]

- 学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に説明します。
- 特に、SNSやオンラインゲーム等のインターネット上のいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。

いじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

枝幸町立枝幸中学校のいじめ対策組織の連絡先は **0163-62-1076** です。

※学校いじめ防止基本方針は学校ホームページより確認できます

[学校ホームページ] → [枝幸中学校について] → [いじめ防止基本方針]

